

## 更新要件の在り方について

技術士資格の更新制導入を検討する際に、他の資格がどのように更新制を行っているのかを参考とするため、他の国家資格・民間資格について調査を行った。以下の表は概要であり、各資格の内容や試験実施、更新の要件についての詳細は参考資料 3 に記載した。(更新制を導入している資格については、更新を定める法律上の条文についてもまとめている。)

資格名	資格	資格の性格			登録 要否	更新					
		名称 独占	業務 独占	必置 資格		要否	年数	要件 (※)			
								講習	実務	会費	CPD
技術士	国	○			○	×	—	—	—	—	—
中小企業診断士	国	○			○	○	5	○	○		
情報処理安全確保支援士	国	○			○	○	1~3	○			
キャリアコンサルタント	国	○			○	○	5	○			
行政書士	国	○	○		○	△	毎年			○	
建築士	国	○	○		○	△	3	○		○	
原子炉主任技術者	国		○	○	×	×	—	—	—	—	—
社会保険労務士	国	○	○		○	△	毎年			○	
宅地建物取引士	国		○	○	○	△	5	○			
電気通信主任技術者	国		○	○	×	△	3	○			
地質調査技師	民				○	○	5				○
海上工事施工管理技術者	民				○	○	5				○
空港土木施設点検評価技師	民				○	○	5				○
RCCM	民				○	○	4				○

[ 他の資格に関するデータ一覧(概要) (関係法令、試験や資格のホームページを参照して作成。) ]

△：資格自体の更新は必要ないが、資格維持のために何らかの要件が課されているもの。

(※) 要件について

【講習】 講習受講の義務付け

指定された期間が開催する講習を所定の時間分受講することを更新要件とする。講習の受講料を支払う必要がある場合が多い。

【実務】 実務経験等の確認

所定の業務について従事した期間(日数や時間)を合計して更新要件とする。

【会費】 有資格団体への加盟

有資格者団体に登録することで資格が使用できる(業を行うことができる)。そのため、所属の団体が定める入会費、年会費を収める必要がある。

(参考)行政書士、社会保険労務士については研修の受講は努める規定となっている。

【CPD】 継続研鑽(CPD)の確認

各実施機関が定めた CPD の基準に基づいて、講習の受講や論文の発表などをポイント(単位)換算し記録し、所定のポイント(単位)を超えることを更新要件とする。